

1-11 情報システムソフトウェア開発業務委託共通仕様書（案）

情報システムソフトウェア開発業務委託共通仕様書（案）

目 次

第1章 総 則

第1条	適用範囲	1-11-1
第2条	定 義	1-11-1
第3条	調査職員	1-11-1
第4条	管理技術者	1-11-1
第5条	打合せ	1-11-1
第6条	資料の貸与及び返還	1-11-1
第7条	成果の提出	1-11-2
第8条	受検体制	1-11-2
第9条	ソフトウェアの保守	1-11-2
第10条	疑義	1-11-2

第2章 業務内容

第11条	業務計画書	1-11-3
第12条	システム分析、設計	1-11-3
第13条	プログラム作成	1-11-4

情報システムソフトウェア開発業務委託共通仕様書（案）

第1章 総 則

第1条 適用範囲

1. この共通仕様書は、国土交通省中国地方整備局が委託するソフトウェア開発業務委託（以下「業務委託」という）に適用する。
2. 設計図書及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

第2条 定義

この共通仕様書において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、委託者の発議により委託者が受託者に対して業務に関する方針、基準または計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受託者の発議により受託者が委託者に報告し委託者が了解することをいう。
- (3) 協議とは、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。

第3条 調査職員

委託者は、委託業務について指示、承諾及び協議を代行させる調査職員を定め、受託者に通知するものとする。

第4条 管理技術者

受託者は、業務委託の技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する管理技術者を定めなければならない。

第5条 打合せ

1. 適正な業務の遂行を計るため管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとるものとする。なお、その都度打合せ記録を作成し、相互に確認するものとする。
2. 受託者は主要な区切りにおいて打合せを行うものとする。

第6条 資料の貸与及び返還

1. 委託者は、特記仕様書に定められた関係資料を受託者に貸与する。
2. 受託者は、貸与された関係資料等業務の完了後、ただちに返還するものとする。
なお借用にあたっては、借用書を提出するものとする。

第7条 成果の提出

業務が完了したときは、特記仕様書に記載した成果品一覧表に示す成果品及びその他関係資料等を業務完了報告書とともに提出し、完了検査を受けるものとする。

第8条 受験体制

受託者は完了検査及び部分検査に際しては、成果品及びその他関係資料を整えておくものとし、管理技術者は検査に立会うものとする。

第9条 ソフトウェアの保守

受託者は、成果品納入後一年以内に当該成果品に対する不備、誤りが発見された場合は、その修正を速やかに行うものとする。

第10条 疑義

受託者は、業務の方針及び条件に疑義を生じた場合は調査職員と協議し明確にするものとする。

第2章 業務内容

第11条 業務計画書

1. 受託者は契約後、すみやかに業務計画書を作成し、調査職員に提出して承諾を得るものとする。
2. 業務計画書は契約図書等に基づき、業務概要、実施方針、工程表、担当技術者（管理技術者を含む）、打合せ計画、ドキュメンテーションの記載方法、使用する電子計算機器、既存のソフトウェア等について明確にする。

第12条 システムの分析・設計

1. システム分析・設計はシステム分析、システム設計、利用の手引作成、システム検査仕様の一連の手順に従って行うものとし、その業務内容、成果品は（表1）を標準とする。

（表1）

区 分	業 務 内 容	成 果 品
システム分析	業務計画書に基づき対象業務についてのシステム分析を行う。要求定義を行いシステムの適用範囲を明確にする。開発するシステムは機能分割を行いサブシステムにより構成する。また、環境・サブシステム間の情報の流れを明確にする。計算方式・計算式についても明確化する。	システム分析報告書
システム設計	システム分析報告書に基づきサブシステムの機能設計、データ設計（データベース設計・入出力設計・ファイルレイアウト）、マンマシンインターフェース設計を行い開発言語の策定を行う。システム分析により明確化された計算方式・計算式についてはそのアルゴリズム（解析手法）を明確にする。	システム仕様書
利用の手引作成	システムの使用方法（画面遷移、入力データの作成方法、修正方法、出力データの読み方、機器の使用方法）についてシステムの運用上支障が出ないよう判り易く、一般利用者用及びシステム管理者用を作成する。なお、システム管理者用はシステム仕様書に基づきシステムの目的・機能・適用範囲・計算方式・計算式とそのアルゴリズムを付加するものとする。	利用の手引

システム検査仕様作成	システム仕様書、利用の手引に基づき各ドキュメント及びプログラムについて効率的かつ効果的な検査仕様、検査方法を明確にし検査プログラム ・テストデータ・期待値を準備する。	システム検査仕様書
------------	--	-----------

第13条 プログラム作成

プログラム作成は、プログラム設計、プログラミング・システム検査の一連の手順に従って行うものとし、業務内容、成果品は（表2）を標準とする。

（表2）

区 分	業 務 内 容	成 果 品
プログラム設計	システム仕様書に基づきプログラムの詳細設計を行う。	プログラム仕様書
プログラミング	プログラム仕様書に基づき、コーディング、机上デバックを行う。システム検査後のソースプログラム（原始プログラム）・ソースリスト及びロードプログラム（実行可能プログラム）を再記録不可能な録媒体に格納する。	開発環境一式
システム検査	システムの検査仕様書に基づき各ドキュメントの検査及びプログラムについてテストを行う。	システム検査成績書

第5条 打合せ2項による「主要な区切り」は、(表3)を標準とする。

(表3)

条 件	工 程	主要な区切り
一 般 的 な 場 合	業務計画 システム分析 システム設計 利用の手引作成 システム検査仕様作成 プログラム設計 プログラミング システム検査	①業務計画書提出時 ②システム分析報告書提出時 ③システム仕様書・利用の手引提出時 ④システム検査仕様書提出時 ⑤システム検査成績書提出時